

兵庫県公報

平成20年3月7日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告 住民監査請求に係る監査の結果	ページ 1
--------------------------------	----------

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成20年3月7日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成20年3月7日

兵庫県監査委員

北川 泰 寿
天宅 陸 行
久保 敏 彦
小田 毅

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成20年1月8日、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書(以下「請求書」という。)が、明石市林2丁目12番32号 河合克彦外1人から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

中播磨県民局長(以下「県民局長」という。)は、平成19年7月17日に、舞子(神戸市垂水区)の自宅から直接県庁に出張したときに、姫路市の勤務地(中播磨県民局)から県庁までの旅費を不正に受給している。

また、教育委員会事務局義務教育課の職員(以下「義務教育課職員」という。)は、平成19年7月24日及び同月25日、同年9月9日並びに同年10月19日に、淡路島内の自宅から直接国立淡路青少年交流の家(以下「交流の家」という。)に出張し、直接帰宅したときに、神戸市中央区の勤務地(県庁)から交流の家までの往復の旅費を不正に受給している。

ところが、兵庫県と兵庫県教育委員会は、県民局長及び義務教育課職員に何の措置も講じていない。これは、不当な公金の支出である。

イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、兵庫県が被った損害を補てんする必要な措置が講じられることを求める。

(2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

ア 請求人のうち1人が、平成19年7月26日及び同年12月14日に中播磨県民局を訪問し、県民局長等と面談した状況並びに同月28日に教育委員会事務局義務教育課を訪問し、義務教育課職員と面談した状況をそれぞれ記録したとする「事実を証する書」と題する書面

イ 旅費請求書(県民局長の旅費に係るもの)

ウ 旅費支給明細書(義務教育課職員の旅費に係るもの)

エ 通勤届(県民局長及び義務教育課職員に係るもの)

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成20年1月8日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

平成20年2月7日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人のうち1人から、おおむね次のとおり陳述があった。

本件措置請求においては、自宅から直接勤務地へ行き、勤務地から旅行していないのに勤務地からの旅費をもらっている。今回は、2人の方に代表になっていただいた。今まで50人ほどの職員に事情を聴いたが、全部の人が実費以上に得をしている。これは、通勤手当をもらい、定期券があるのに旅費を二重払いしているという面もあるが、今回は、旅行をしていないのに旅費をもらったという視点から問題提起をした。

職員も最初はたくさんもらったときに違和感があったはずだと思うが、もらうのが当たり前で、規則の話をする。県民から見れば、旅行をしていないのに旅費をもらっているのではないかと思うが、規則に決まっているから、そうしたのだと言われる。しかし、昔、智頭藩で年貢米を自分たちだけで決めたまです計り、年貢米を徴収したことのように、規則だから構わないという理屈は、社会通念上いいのかという話である。

職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号。以下「旅費条例」という。）では、旅費の計算として、最も経済的な通常の経路及び方法と規定しているが、旅行もしないのに旅費をもらうことが経済的な方法なのか。一般県民には分からない。

この旅費の手続がザルなのか分からないが、規定にないからという理屈で、職員が旅費を多くもらっても、概算払いでなければ精算せず、旅費が少ないときは精算する。普通の感覚ではそんなことはあり得ない。これは、公務員が悪いことをしないという前提で作られた規定ではないか。これは、カラ出張と一緒に思う。そういうことをみんなですれば通るのか。私用自動車の使用についても、指摘されてから確実に旅行命令簿に記載させるようにしたとのことである。

また、県民一人当たりの所得は、二十何位というのと違い、県職員は、全国で3位の高給らしい。今、お金がないといっているのに、そういうお金があるのか。

自分の見方が全部正義だと思わないが、今回の件はあまりにもどうかと思う。

第3 監査の対象

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、県民局長の平成19年7月17日の出張に係る旅費の支出3,000円並びに義務教育課職員の同月24日から25日まで、同年9月9日及び同年10月19日の出張に係る旅費の支出合計22,757円を監査の対象事項とした。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、平成20年2月7日に実施した請求人の陳述並びに中播磨県民局及び教育委員会事務局の陳述（自治法第242条第7項）、同年1月30日に中播磨県民局に対して、同月31日に教育委員会事務局に対して実施した実地調査並びに同年2月20日に実施した関係人調査（自治法第199条第8項）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 旅費に関する規定等について

ア 職員の旅行中に必要となる交通費、宿泊料等の経費に充てるために支給される費用である旅費については、自治法第204条第1項において職員に対して支給する義務が規定され、同条第3項において旅費の額及び支給方法を条例で定めなければならないと規定されている。

イ 本県では、旅費条例において旅費の額及びその支給方法が定められており、旅費の計算については、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている

(旅費条例第7条) この経路及び方法については、支給事務の効率化・簡素化の観点から、職員等の旅費に関する規則(昭和35年人事委員会規則第4号。以下「旅費規則」という。)において、計算上基準となる旅行の経路として、出発地(起点)及び用務地(行き先)(市町ごとに、その地域の広さに応じていくつかの区域に細分化し、当該区域を単位としたもの)並びに出発地から用務地までの経路及び交通手段が定められている(旅費規則第4条第1項、別表第4等)。

ウ これら旅費条例及び旅費規則に基づき、鉄道賃等の交通費についての旅費の計算は、在勤地を起点(出発地及び帰着地)として全庁的に旅費オンラインシステムで計算を行っており、宿泊料と同様に標準化された額で支給されている。

エ また、旅費条例においては、不当に実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができることとされ(旅費条例第38条第1項)、旅費の支給額を調整することができることとされているが、その場合には、統一的な適用を図るため、人事委員会に協議して統一的な基準を作成し、旅費を支給しない場合には当該基準によることとされている(旅費条例第38条第2項)。しかし、自宅から直接用務地に出張する場合又は用務地から直接帰宅する場合は、支給事務が煩雑となることから、この調整基準は定められていない。

オ なお、自宅から直接用務地に出張する場合又は用務地から直接帰宅する場合の旅費の計算について、国においては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)第10条に特別の規定を置いて、在勤地から用務地までの旅費を限度に、自宅を起点として旅費の計算が行われているが、本県の旅費条例では、基本的な定めを旅費法と共通にしているものの、旅費法第10条に相当する定めは採用されていない。

また、他の都道府県においては、勤務時間、出張の用務時間、自宅、在勤地及び用務地との位置関係等を総合的に判断し、旅行命令権者が認める場合には、自宅を起点とする旅費の計算がされているところもある。

(2) 本件措置請求に係る県民局長及び義務教育課職員に係る当日の行程等について

ア 県民局長

平成19年7月17日は、8時45分から県庁で開催される政策会議への出席のため、神戸市垂水区舞子にある自宅から、直接県庁に出張していた。10時に政策会議が終了した後は、勤務地である中播磨県民局に帰庁していた。

イ 義務教育課職員

(ア) 平成19年7月24日から同月25日まで

平成19年7月24日は、淡路市の自宅から私用自動車を使用して、直接南あわじ市の交流の家に出張し、10時ころから、1泊の日程で幼稚園等新規採用教員研修において教員の指導等を行っていた。

平成19年7月25日は、9時過ぎに交流の家を出発し、淡路市に戻った後、通常の通勤経路により勤務地である県庁に出勤していた。

(イ) 平成19年9月9日

淡路市の自宅から私用自動車を使用して、直接交流の家に出張し、12時ころから、平成20年度に交流の家で実施する予定の新規採用教員研修について、その日程を調整する会議に出席するなどし、同会議が終了した16時ころ交流の家を出発し、直接帰宅していた。

なお、当日は日曜日であったため、半日の勤務が命じられていた。

(ロ) 平成19年10月19日

13時ころ勤務地を出発し、通常の通勤経路により淡路市に戻った後、私用自動車を使用して交流の家に出張し、15時ころから、総務副大臣の自然学校視察への対応を行い、用務が終了した19時ころ交流の家を出発し、直接帰宅していた。

(3) 旅費の請求及び支給等の手続について

本件措置請求に係る県民局長及び義務教育課職員に対する旅費については、県民局長に対しては平成19年8月10日に3,000円、義務教育課職員に対しては同年7月24日から同月25日までの旅費として同年8月20日に9,139円、同年9月9日及び10月19日の旅費として同月9日及び同年11月12日にそれぞれ6,809円が支給されている。旅費の請求及び支給の手続は、旅行者からの旅費請求書の提出を受け、内容を審査し、適正と認めた後に支給されている等、旅費条例、旅費規則等の規定に基づき、適正に行われていた。

2 判断

- (1) 上記1(1)アのとおり、自治法第204条第1項及び第3項では、職員に対して旅費を支給する義務があることを規定する一方、旅費の額及び支給方法は条例で定めるべきことを規定しており、これを受けて、本県においては、旅費条例が定められている。

旅費の基本的性格が、実費弁償であることは法令上疑いが無いが、その具体的な額や支給方法としては、実際に要した費用の証拠書類を提出させて支給するという厳格な実費主義の方法もあれば、旅費の支給事務を効率化・簡素化し、ひいては、これに係る費用を節約するという観点から、一定の方式に従って、標準化された額を支給する方法もあると考えられている。

そして、国及び地方公共団体では、一般的に、標準化された額を支給する方法が採用されている。しかし、その内容は、基本的な構造は共通しているものの、個別の計算方法においては、それぞれ異なった方式が採用されており、こうした計算方法の在り方については、個々の団体の条例等のために委ねられているものと解される。

- (2) 本県の旅費条例及びそれに基づく旅費規則においても、旅行諸費や鉄道以外の陸路旅行の計算等において定額を用いるとともに、上記1(1)イのとおり、交通費の計算に当たっても、実際の行程にかかわらず、計算上基準となる出発地と用務地との行程をもとに計算した額を支給するなど、様々な要素について標準化された計算方法を採用しているが、このような標準化の一種として、上記1(1)ウのとおり、職員が旅行する場合の起点（出発地及び帰着地）を全庁的な取扱いとして在勤地とし、本件措置請求の対象となっている在勤地以外の自宅から直接用務地に、いわゆる直行・直帰する場合の旅費の計算についても、在勤地を起点とする旅費の計算方法を採用している。

その結果として、公務の都合上直行・直帰する場合、本件措置請求で指摘されているように、在勤地が姫路市内である職員が、神戸市内の自宅から県庁に直行する場合のように、厳密に計算した実費（現に要した費用）を上回る旅費が支給される場合もあるが、逆に、用務地までの距離が在勤地よりも自宅からの方が長くなる場合等にあつては、旅費が現に要した費用を下回る場合もあり得ることとなる。

- (3) この在勤地を起点とする旅費の計算方法は、旅費の支給事務の効率化・簡素化の観点からとられているが、本県の旅費条例は、国の旅費法と同様に、一定の方式に従って、標準化された額を支給する方法を採用し、基本的な定めを共通にしながら、上記1(1)オのとおり、自宅から用務地に直行する場合の旅費計算の特例に関する規定（第10条）をあえて採用しておらず、こうした条例の制定趣旨からすれば、在勤地を起点とする旅費の計算方法は、旅費条例上必ずしも否定されるものではない。

また、在勤地を起点とする旅費の計算方法を採用することによって、実費との乖離が一定生じることは不可避ではあるが、上記(2)後段のとおり、個々の旅行によっては、職員に支給される旅費が現に要した費用を一定の幅で上回ることも、下回ることもあり得る中で、本県では、標準化された計算方法が採用されているのであって、このことが、直ちに実費弁償という旅費の基本的性格に著しく反して、旅費条例及び旅費規則の規定自体並びにその解釈・運用が違法・不当であるとまでは解されない。

- (4) 結局、本件措置請求に係る旅費の支出についての財務会計行為は、現行の旅費条例及び旅費規則の定める内容及び手続に従って行われたものであり、当該条例及び規則自体並びにその解釈・運用も違法・不当であるとまでは解されないから、請求人の主張は、このような旅費の計算方法が、現在の社会状況の下で改められるべきとの趣旨としては一定理解できるとしても、当該財務会計行為が不当なものとの主張としては、理由がないものであると考える。

監査の結果は以上であるが、旅費の計算方法の運用について、次のとおり意見を述べる。

上記のとおり、本県の旅費制度は、実費弁償としての性格を基本としつつも、支給事務の効率化・簡素化の観点から標準化された額を支給するとの計算方法を採用している。しかし、場合によっては、実費との乖離により、本件措置請求のように県民から不当な公金の支出ではないかと疑問視されたり、逆に公務のため旅行をする職員に必要とする費用が支給されない場合が生じたりすることなども考えられる。旅費の支給事務を効率化・簡素化するために一定の標準化を行うことの必要性は認められるものの、本来、職員の出張において支給される旅費は、その旅行に要した費用を支給するものであり、このため、国や一部の他の都道府県では、既に在勤地以外の職員の自宅を起点として旅費の計算を行うことなどにより、本県より実費に近い仕組みをとっているところもある。本県においても、今後の旅費の計算方法の運用に当たっては、国及び他の都道府県の現状や納税者たる県民感情なども勘案すべきであり、旅費条例第38条に規定する調整基準の活用などの方法により、より実費に近い旅費の支給が実施されるよう、所要の措置を講じられたい。